平成２２年（フ）第２９６号
沖縄県中頭郡西原町字上原275番地の２バイオレット西原401号
債務者　真榮城千秋
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０４号
青森県八戸市大字市川町字向谷地47番地２、前住所青森県八戸市大字大久保字作兵エ穴５番地11
債務者　向谷地純子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
青森県八戸市北白山台１丁目３番７号ビューティームーンＢ201、前住所青森県八戸市根城２丁目12番６号
債務者　椛本千香子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
福井県勝山市村岡町浄土寺第42号６番地
債務者　宮本　嘉秀
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
福井市勝見３丁目12番22号
債務者　荒田　幸代
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
福井県鯖江市小泉町第30号５番地16
債務者　三原真由美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13158番地２　県住43号
債務者　中城　芳代
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７０号
長野県駒ヶ根市上穂南11番23号コーポすずらんＢ
債務者　渡辺　章朗
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２７３号
兵庫県宝塚市泉ガ丘５番11号、前住所大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ14―310号
債務者　坪田　栄人
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４０号
神戸市西区神出町五百蔵142―93
債務者　國廣　新治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
神戸市西区岩岡町野中189番地、旧住所兵庫県明石市魚住町中尾1022番地の１
債務者　福本　由美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
神戸市西区井吹台東町３丁目１番地の４、旧住所兵庫県西宮市北昭和町10番７―205号
債務者　谷口　直弘
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
兵庫県明石市二見町西二見610番地の11　幸美苑
債務者　峠　　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
兵庫県明石市魚住町清水139番地の５　ウエストマンション魚住４―Ｃ
債務者　有川　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
兵庫県明石市二見町東二見643番地の１　グランプレステージ明石西Ⅱ―1201号
債務者　本松　好雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
神戸市西区高雄台11番１―106号
債務者　水田　　實
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
神戸市西区高雄台11番１―106号
債務者　水田八重子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係